文化芸術創造都市推進事業 審査基準

1. 採択案件の決定方法

文化芸術創造都市推進事業(以下、「本事業」という。)委託実施要項等に基づき提出 のあった業務計画書等について審査を行い、予算の範囲内において、各委員の評価の得 点合計が高く、かつ一定の条件を満たす者を採択案件に決定する。

2. 審查方法

業務計画書等に基づき、文化庁に設置する芸術文化活動に対する文化芸術創造都市推 進事業審査委員会(以下、「審査委員会」という。)において書類選考を実施する。また、 必要に応じて審査期間中に業務計画の詳細に関する追加資料の提出を求めることもあ る。

3. 評価方法

評価は下記の各項目について次の評価基準による5段階評価とし、審査委員会の各委員が各々評価した結果の合計を平均したものを当該提案者の得点とする。

なお、12点を最低評価点とし、これを下回るものは採択しない。

[評価基準]

特に優れている4点適当である3点どちらかというと適当である2点改善すべき課題が多い1点不適当である0点

(1) 事業実施体制

- ○事業の実施に必要な人員・組織体制が整っているか。
- ○事業実施に必要な関係者及び関係機関との連携体制が整っているか。
- ○事業を効果的に実施するために必要な類似の事業の実施実績等を有しているか。

(2) 事業の趣旨・目的及び効果

- 〇本事業の趣旨・目的にかなっているか。
- 〇文化芸術創造都市のネットワークを円滑化し、個々の文化芸術創造都市の活動促進や、 各地域の文化芸術創造都市を連携・交流促進することについてのイメージが明確か。

(3) 事業計画の実現性・有効性

- ○国内地域における文化芸術創造都市の活動を図るための計画が具体的であり、実現性 があるか。
- ○文化芸術創造都市に取り組んでいる自治体やこれから取り組もうとしている自治体等にとって有意義か。
- 〇提案内容に対して、妥当な経費が示されているか。